地方公共団体の独自施策による給付金等の支給に係る非課税扱いを求める意見書

平成 12 年施行の地方分権一括法により機関委任事務制度が廃止され、国家と地方公共団体が対等な関係とされた。また第 28 次地方制度調査会では、事務事業の執行方法・執行体制に関する国の法令は地方公共団体の自律性を高める内容とすべきとされ、特に自治事務については地方公共団体が企画立案から管理執行に至るまでできる限り条例等により行うことができるようにすべきであるとした。

また、三位一体の改革では、歳出面では国の関与の廃止・縮減により地方の自由度を高めるとともに、歳入面では地方公共団体が自らの創意工夫と責任で政策を選択できるよう地方税中心の歳入体系を構築することを目指して、更なる地方税財政制度の改革に取り組む必要があるとした。

かかる情勢下、地方公共団体は市民ニーズに対する政策として、主として一般財源等を充当し家計支援、事業者等支援、需要喚起を目的に給付金等を創設してきた。ところが近年、東京都のベビーシッター利用支援事業における助成が課税対象となるなど、「税法」や「その他法令」の中に非課税の明文規定なき助成金等は一部例外を除き課税対象となることが明らかとなった。当該助成金等が所得とみなされれば、当然に地方税、国民健康保険料等の算出にも影響を及ぼすことになり、住民生活に与える影響は計り知れない。

また、冒頭述べてきたような背景の下、新型コロナウイルス感染症対策では、各地方公共団体においても独自施策を実施しているのが現状である。困っている市民に給付する支援金に課税するのは不条理である。

これらのことに鑑み、政府においては、地方分権改革の趣旨を踏まえ、地方公共団体の創意工夫による地域課題の解決を促進すべく、下記の事項につき早急に取り組むことを強く求める。

記

一、地方公共団体が自治事務として行う家計支援に係る給付金等で（現行）所得と判定されるものについては、非課税とすること。

一、同様に、事業者等支援に係る給付金等で、当該地方公共団体の特定政策目的として需要喚起するもの、休業等に伴う給与所得者の収入の減少の補填を目的とするものについては、非課税とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和２年７月９日

寝 屋 川 市 議 会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣